

(病院及び有床診療所) 賃金改善実績報告書 (令和 年度分)

保険医療機関コード
保険医療機関名
所在地 都道府県
住所
連絡先 担当者氏名
電話番号

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 ケ月

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 ケ月

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による収入の実績額	円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(II)等による収入の実績額	円
(5) 入院ベースアップ評価料による収入の実績額	円
(6) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)+(5)】	円

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

(7) 翌年度への繰越予定額	円
(8) 前年度からの繰越額(令和7年度分報告時のみ記載)	円
(9) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(6)-(7)+(8)】	円
(10) (9)について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	<input type="checkbox"/>

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。

※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。

※ ベア等の定義はII-2を参照のこと。

※ 「うち定期昇給相当分」は、【賃金改善実施期間(1)の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。

それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない医療機関は「0」と記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

III. ベースアップ評価料対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(11) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	人
(12) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	円
(13) 基本給等に係る賃金改善実績額(1ヶ月分)	円
(14) (13)のうち定期昇給相当分	円
(15) (13)のうちベア等実施分【(13)-(14)】	円
(16) ベア等による賃金増率【(15)÷((12)-(13))】	%

IV. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

(17) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	人
(18) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】	円
(19) 基本給等に係る賃金改善実績額(1ヶ月分)	円
(20) (19)のうち定期昇給相当分	円
(21) (19)のうちベア等実施分【(19)-(20)】	円
(22) ベア等による賃金増率【(21)÷((18)-(19))】	%

V. 薬剤師の基本給等に係る事項

(23) 薬剤師の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(24) 賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	円
(25) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	円
(26) (25) のうち定期昇給相当分	円
(27) (25) のうちベア等実施分【(25) - (26)】	円
(28) ベア等による賃金増率【(27) ÷ ((24) - (25))】	%

VI. 看護補助者の基本給等に係る事項

(29) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(30) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	円
(31) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	円
(32) (31) のうち定期昇給相当分	円
(33) (31) のうちベア等実施分【(31) - (32)】	円
(34) ベア等による賃金増率【(33) ÷ ((30) - (31))】	%

VII. 歯科衛生士の基本給等に係る事項（歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入）

(35) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(36) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(37) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	円
(38) (37) のうち定期昇給相当分	円
(39) (37) のうちベア等実施分【(37) - (38)】	円
(40) ベア等による賃金増率【(39) ÷ ((36) - (37))】	%

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(42) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(43) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	円
(44) (43) のうち定期昇給相当分	円
(45) (43) のうちベア等実施分【(43) - (44)】	円
(46) ベア等による賃金増率【(45) ÷ ((42) - (43))】	%

【ベースアップ評価料対象外職種について】

※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(47) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(48) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	円
(49) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	円
(50) (49) のうち定期昇給相当分	円
(51) (49) のうちベア等実施分【(49) - (50)】	円
(52) ベア等による賃金増率【(51) ÷ ((48) - (49))】	%

X. 事務職員の基本給等に係る事項

(53) 事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（1）の開始月時点）	人
(54) 事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（1）の開始月）	円
(55) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	円
(56) (55) のうち定期昇給相当分	円
(57) (55) のうちベア等実施分【(55) - (56)】	円
(58) ベア等による賃金増率【(57) ÷ ((54) - (55))】	%

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名 :

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「歯科外来・在宅在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
- 2 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 3 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」及び「入院ベースアップ評価料」のことをいう。
- 4 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。
常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）